公益財団法人　ふえふき文化・スポーツ振興財団定款

第１章　　総　則

（名　称）

第１条　この法人は、公益財団法人ふえふき文化・スポーツ振興財団と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、事務所を笛吹市石和町に置く。

第２章　　目的および事業

（目　的）

第３条　この法人は、地域住民の参加と活力の導入を基に、地域の芸術・文化およびスポーツの向上、地域住民の福祉および地域活性化を図ることで、活力ある地域づくりに寄与することとする。

（事　業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するために市内を中心に次の事業を行う。

（１）　芸術・文化振興に関する事業

（２）　健康づくり、スポーツ振興に関する事業

（３）　地域の活性化に関する情報の収集および提供に関する事業

（４）　地域の人材活用に関する事業

（５）　地方公共団体が設置する施設の管理、運営の受託

（６）　文化・スポーツに関わる各種団体の支援事業

（７）　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　資産および会計

（基本財産）

第５条　この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表１の財産は、基本財産とする。

２　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業年度）

第６条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第７条　この法人の事業計画書、収支予算書その他の内閣府令で定める書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所（笛吹市石和町）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告および決算）

第８条　この法人の事業報告および決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の付属明細書

（３）貸借対照表

（４）損益計算書（正味財産増減計算書）

（５）貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

（６）財産目録

２　前項の承認を受けた書類の内、第１号については定時評議員会に報告し、第３号、第４号、第６号の書類については、定時評議委員会の承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）理事および監事ならびに評議員の名簿

（３）運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第９条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第４８条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第３項第３号の書類に記載するものとする。

第４章　　評議員

（評議員）

第１０条　この法人に評議員５名以上７名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第１１条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い評議員会において行う。

２　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

（１）各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族

ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　当該評議員の使用人。

二　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者。

ホ　ハ又は二に掲げる者の配偶者。

ヘ　ロから二までに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの。

（２）他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　理事

ロ　使用人

ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

二　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者。

①　国の機関

②　地方公共団体

③　独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人

④　国立大学法人第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

⑤　地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人

⑥　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって総務省設置法第４条第１５号の規定の適用をうけるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第１２条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第１０条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第１３条　評議員は無報酬とする。

２　評議員には費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第５章　評議員会

（構成）

第１４条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第１５条　評議員会は、次の次項について決議する。

（１）理事および監事の選任または解任

（２）貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

（３）定款の変更

（４）残余財産の処分

（５）基本財産の処分または除外の承認

（６）常勤の理事及び監事の報酬等の支給基準及び支給額

（７）その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

（開催）

第１６条　評議員会は、定時評議員会として毎年度５月または６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第１７条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員会は、理事長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第１８条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任

（２）定款の変更

（３）基本財産の処分または除外の承認

（４）その他法令で定められた事項

３　理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第２０条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第１９条　評議員会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した評議員および理事は、前項の議事録に記名押印する。

第６章　役員

（役員の設置）

第２０条　この法人に、次の役員を置く。

（１）理事５名以上７名以内

（２）監事２名以内

２　理事のうち、１名を理事長とする。

３　前項の理事長をもって一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

（役員の選任）

第２１条　理事および監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務および権限）

第２２条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　理事長は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務および権限）

第２３条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２４条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

３　補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事または監事は、第２０条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２５条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

（報酬等）
第２６条　理事および監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事および監事に対しては、評議員会の決議により報酬等として支給することができる。
（会長、顧問、参与）
第２７条　この法人に会長、顧問及び参与若干名を置くことができる。
２　会長、顧問及び参与は、理事会の推挙により理事長が委嘱する。
３　会長、顧問及び参与は、理事長の諮問に応じ、この法人の運営について意見を述べることができる。
４　会長、顧問及び参与は、無報酬とする。

第７章　理事会

（構成）
第２８条　理事会は、すべての理事をもって構成する。
（権限）
第２９条　理事会は、次の職務を行う。
（１）　この法人の業務執行の決定
（２）　理事の職務の執行の監督
（３）　理事長の選定及び解職
（招集）
第３０条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
（決議）
第３１条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１９７条において準用する同法第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
（議事録）
第３２条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第８章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第３３条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
２　前項の規定は、この定款の第３条及び第４条および第１１条についても適用する。
（解散）

第３４条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取り消し等に伴う贈与）

第３５条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当核公益認定の取消しの日又は当核合併の日から１箇月以内に、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人または笛吹市に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第３６条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人または笛吹市に贈与するものとする。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第３７条　この法人の公告は、電子公告とする。

２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、山梨県で発行する山梨日日新聞に掲載する方法により行う。

附則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第６条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　この法人の設立の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事

田中三郎、齊藤智雄、山田武人、小林信造、角田義一、藤原衣子

監事

關本得郎、羽中田弘己

４　この法人の最初の代表理事は角田義一とする。

５　この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

島村鐵二、小林一吉、仲澤和朗、石川光次、曽根修一、飯塚秀子

附則

1　変更後の定款は平成 26 年 12 月 16 日から施行する。

附則

1　変更後の定款は令和 5 年 6 月 30 日から施行する。

別表１　基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定財産）

（第５条関係）

財産の種類	物　量　等
定期預金	１１１，０００，０００円